

2020年6月16日 パリ

欧州の企業倒産：特例措置により倒産申立期限を一時的に停止

COVID-19 パンデミックが欧州で前例のない甚大な経済的影響を及ぼしている。移動制限で労働者が通勤できず、また、消費も落ち込んでいる。この需要・供給の二重ショックにより、多数の企業が少なくとも部分的に生産を停止している状況である。企業は、収益減少に伴う資金繰り悪化により支払いが遅延し、最終的には支払不能に陥っている。

欧州諸国では危機対応のため倒産法手続の特例措置を導入

欧州では、多くの国で、会社が支払不能に陥ると経営者が期限内に管轄機関に届出をしなければならず、これを怠った経営者は個人責任を負う。管轄機関はこれを受けて倒産手続を開始する。大部分の国では、パンデミック抑圧後の国内経済の構造と回復力維持を狙いとして、政府が企業の資金繰り支援措置（社会保険料・税金の繰延べや減免、政府による銀行ローン保証等）と、倒産法手続の特例措置という二重の主要政策を導入している。

ドイツでは、会社が支払不能又は債務超過に陥ってから 3 週間以内に経営者が倒産手続を申し立てる義務を負うが、政府はこの義務を 2020 年 9 月 30 日まで停止するとしている。この措置は連邦司法省令によって 2021 年 3 月 31 日まで延長できる。スペインは倒産申立義務を 12 月 31 日まで猶予することとした（本来は支払不能状態となってから 2 ヶ月以内）。イタリアでは、6 月 30 日までは、倒産申立は検察庁が行う場合に限ることとした。

フランスでは、支払不能に陥ってから 45 日以内に経営者が倒産手続を申し立てなければならず、これをしない場合は申立遅延の責任を負うが、8 月 24 日まではこの義務が停止される。この日までは、3 月 12 日時点での会社の状態を基準に、支払不能の判定を行う。英国で 5 月 20 日に発表された倒産特別措置法案では、債権者申立の倒産手続が原則として停止される。法の施行が 6 月であれば、この措置は 7 月までとなる。

オランダは欧州の中で唯一の例外であり、COVID-19 パンデミックが始まった後も倒産の特例措置を全く導入していない。

しかし、経済的影響の深刻さと、特例措置はあくまでも一時的なものであることからすれば、特例措置を導入しても、措置の終了後に倒産件数の大幅な増加を防ぐことはできないと思われる。

特例措置の導入にもかかわらず、倒産件数と GDP 成長率は不整合

コファスの予測モデルによれば、欧州全域で 2020 年下半期と 2021 年の倒産件数の急増が見込まれる。COVID-19 危機の被害が最も少ないドイツでも、2019 年末と 2021 年末の間に倒産件数の 12%増加が予測される。フランスとスペインの方が被害は深刻とみられ、それぞれ 21%と 22%増が予測される。倒産件数の増加率予測が最も大きいのはオランダ (+36%)、英国 (+37%)、イタリア (+37%) である。

倒産予測は、経済成長率予測と概ね整合しているが、明らかな不整合がいくつかみられる。2021 年の GDP 成長率 (2019 年比) の減速は、オランダとドイツが 2%未満で最も被害が少なく、フランスとスペインがこれより深刻でそれぞれ 3%未満と 4%未満、さらに、英国 5%、イタリア 6% (前年比) と見込まれる。

これらの不整合は、一部は倒産特例措置の不足により説明することができる (例えばオランダ)。景気後退時の倒産の件数は、手続コストにも関連している (英国とオランダではコストが安い)。

Coface: for trade –共にビジネスを構築

70 年の経験と最も幅広い地域のネットワークを持つことにより、コファスは取引信用保険及び提供している補足サービス(ファクタリング、スペシャルリスク、ボンドと信用情報)という分野において、世界有数のエキスパートとなっています。

100 か国の国際ネットワークを通じて、コファスの専門家たちは世界経済の動きを常に分析しながら、50,000 社の顧客事業の成功と成長、活性化のサポートを行っています。コファスグループのサービスとソリューションは、国内及び輸出市場で販売能力を向上するための与信判断のサポートと売掛債権の保全を含みます。2019 年にはコファスの従業員は 4250 名となり連結売上高は 15 億ユーロとなりました。

www.coface.jp

コファス SA はユーロネクスト証券市場の A 部にて上場しています

ISINコード: FR0010667147 / ティッカーシンボル: COFA

COFA
LISTED
EURONEXT